

令和7年度 小松市上下水道事業経営懇話会

日時 令和7年10月23日(木)
15時30分～
場所 第一地区コミュニティセンター
セミナールームA・B

第3回 資料

小松市上下水道局

目 次

- 1 前回ふりかえり
- 2 使用料水準の検討
- 3 公衆浴場汚水、井戸水汚水の使用料の検討

1 前回 ふりかえり

前回の主な議事

- ・下水道事業の取組
- ・下水道使用料の現状と課題

主なご意見

- ・下水道サービスの提供のためには
物価高騰など価格転嫁することはやむを得ない
- ・今後、下水道を維持していくには
ある程度の使用料でないとやっていけない
のではないか
- ・使用料の値上げに関してはやむを得ないと思
うが、**値上げの率について配慮が必要**である
……など

まずは赤字の解消、将来の投資額の確保

- ・経費回収率100%達成の水準 14%
- ・将来の投資額(財源)の一部を確保する水準
 $14\% + \alpha$
- ・30m³以下と31m³以上の使用水量階層の
使用料単価の格差の緩和

〈現状〉

使用料収入の不足分
1.5億円
(158百万円)

現行での使用料収入
11億円

〈目指すべき水準〉

老朽化対策等の
投資額の一部を確保
【 $14\% + \alpha$ 】

使用料対象経費
12.5億円
クリア
【14%】

目標②

目標①

使用料の適正水準の検討

- ・将来の事業運営を見据えた使用料水準
- ・利用者の負担感に配慮した使用料水準

回答保留項目

- ・類似団体と県内の経営状況を教えてほしい
- ・使用水量に応じた使用者がイメージできる資料
を作成してほしい

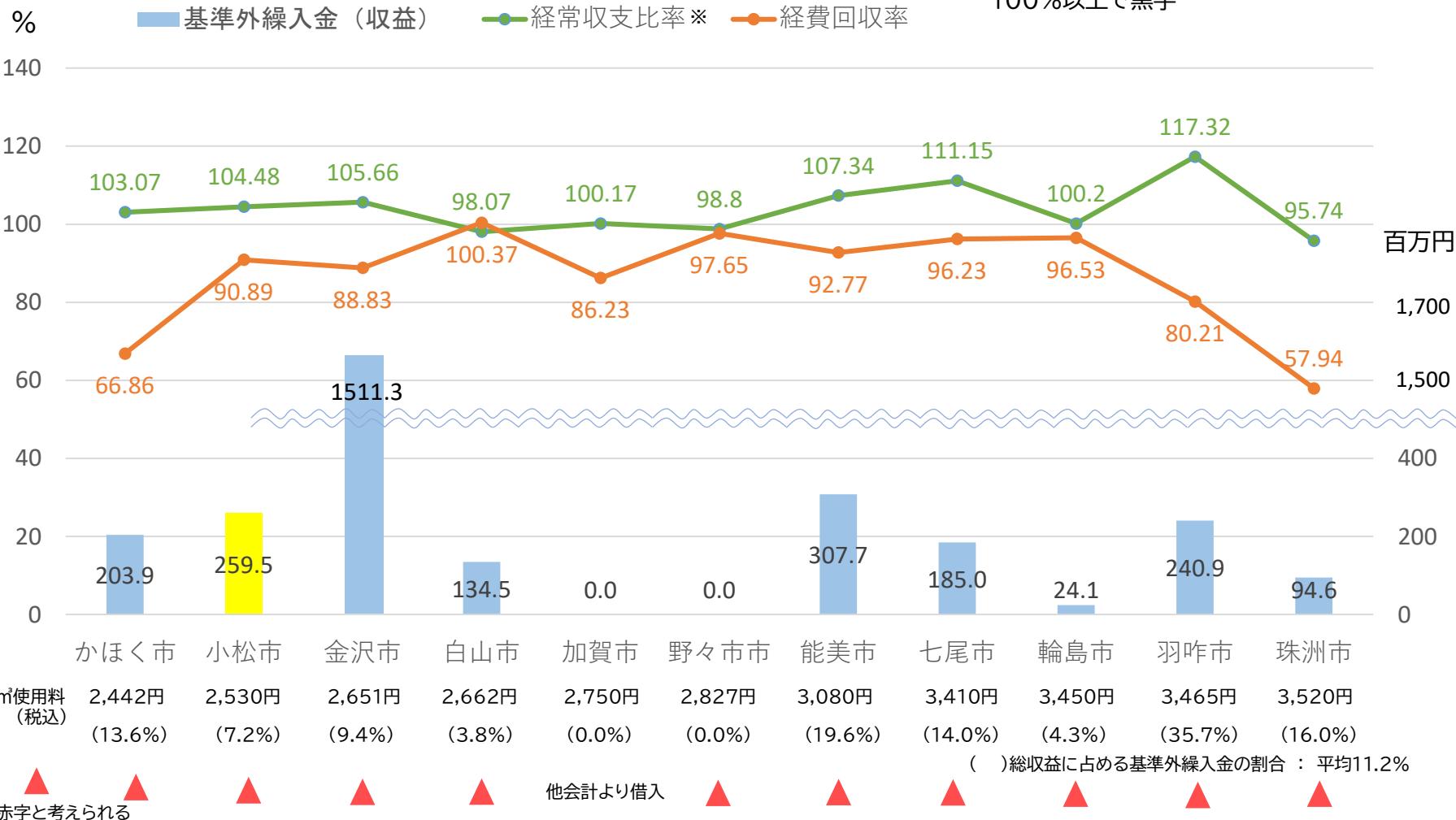
【ご質問】類似団体と県内の経営状況を教えてほしい

経常収支比率・経費回収率(R5公共下水道)

<県内11市比較>

- 多くの市が経常収支比率100%超・黒字
- しかしその多くは基準外繰入金に頼る
- かほく市はR8改定実施 約19%(20m³使用)
- 実質赤字と考えられる市が多数

※経常収支比率 経常的な収支において、黒字又は赤字を示す指標
100%以上で黒字

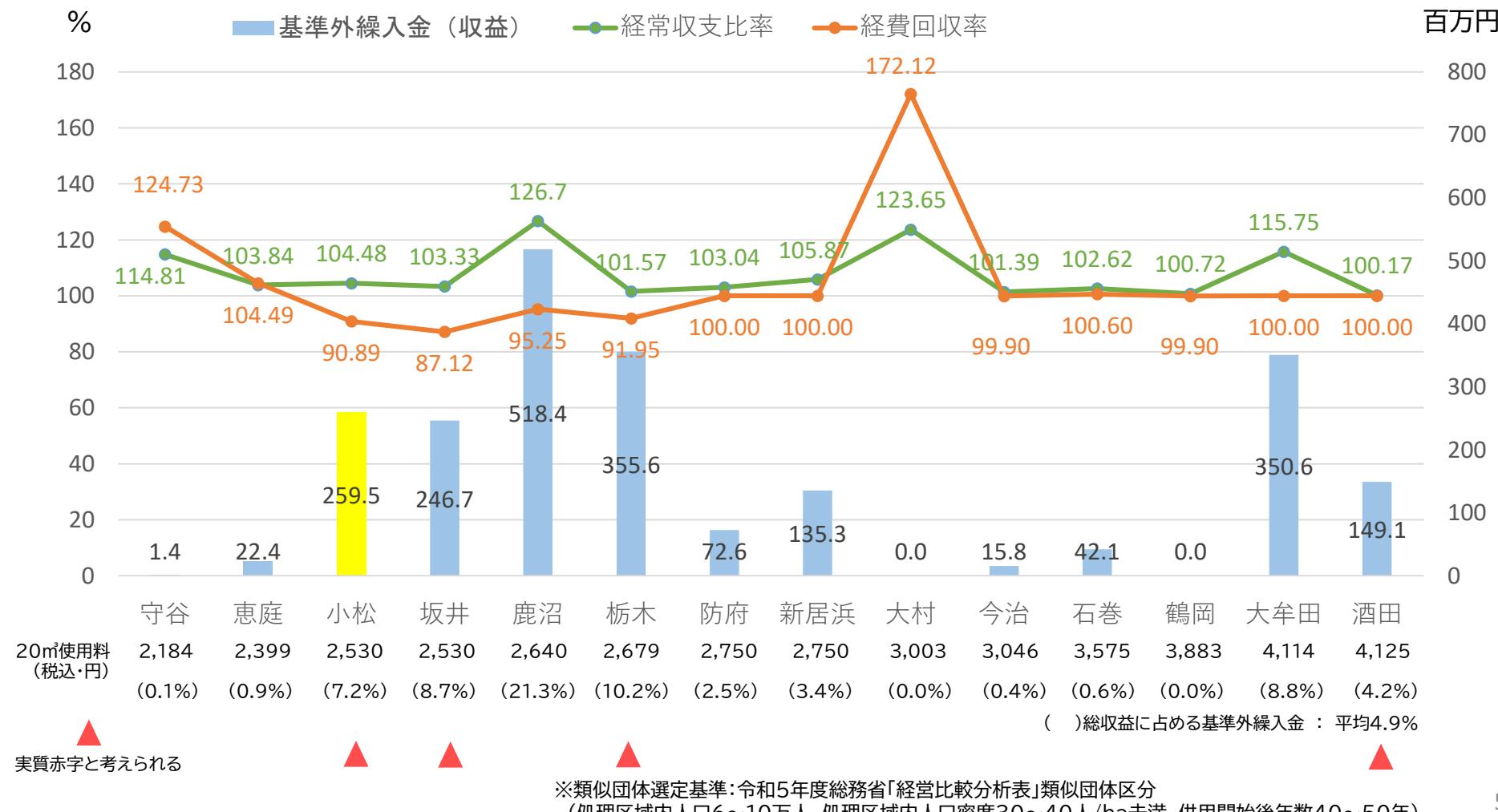


【ご質問】類似団体と県内の経営状況を教えてほしい

経常収支比率・経費回収率(R5公共下水道)

<類似団体比較>

- ・基準外繰入金に頼らず、黒字化している市が多い
- ・坂井市・栃木市はR6、防府市はR7、鹿沼市はR8
- ・使用料改定実施（坂井：約20%、栃木：約10%、防府：約19.6%、鹿沼：約11%）
- ・実質赤字と考えられる市は少ない



近年使用料を改定した自治体の状況

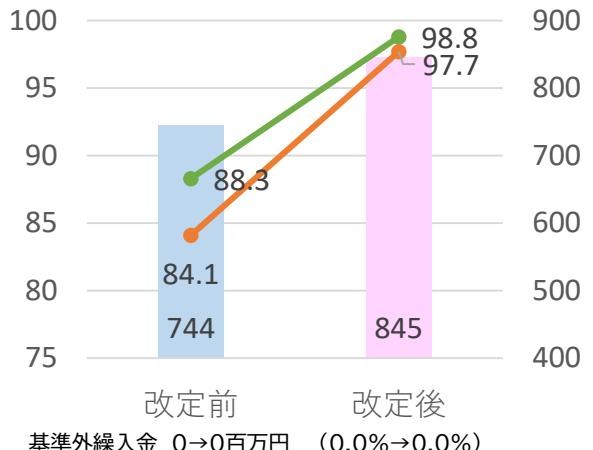
一部で有収水量の減少等により指標が改善していないところもあるが、概ね改善している

単位:%

野々市市

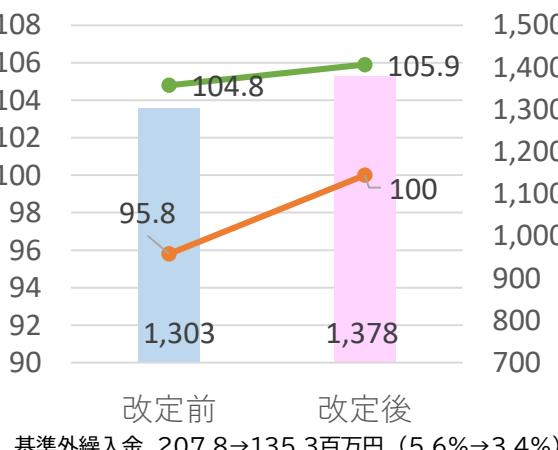
単位:百万円

R4.9改定 改定率約17%



新居浜市

R4.10改定 改定率約8.7%



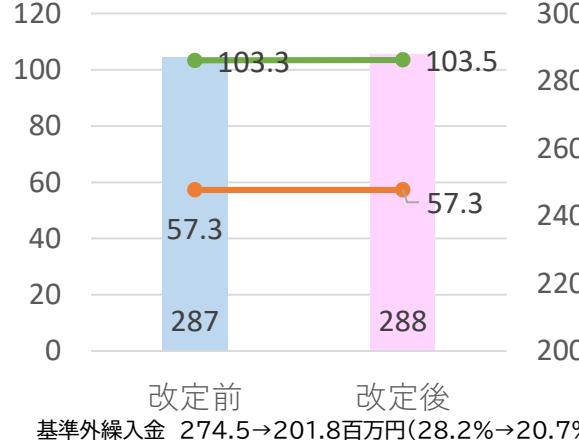
今治市

R2.7改定 改定率約9%



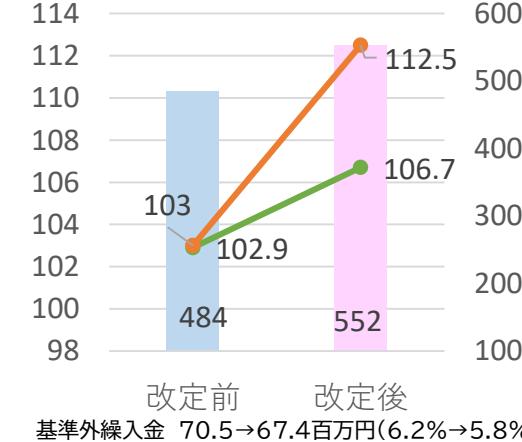
黒部市

R4.7改定 改定率約7.5%



あわら市

R3.4改定 改定率約10%



● 経常収支比率

● 経費回収率

棒グラフ 使用料収入

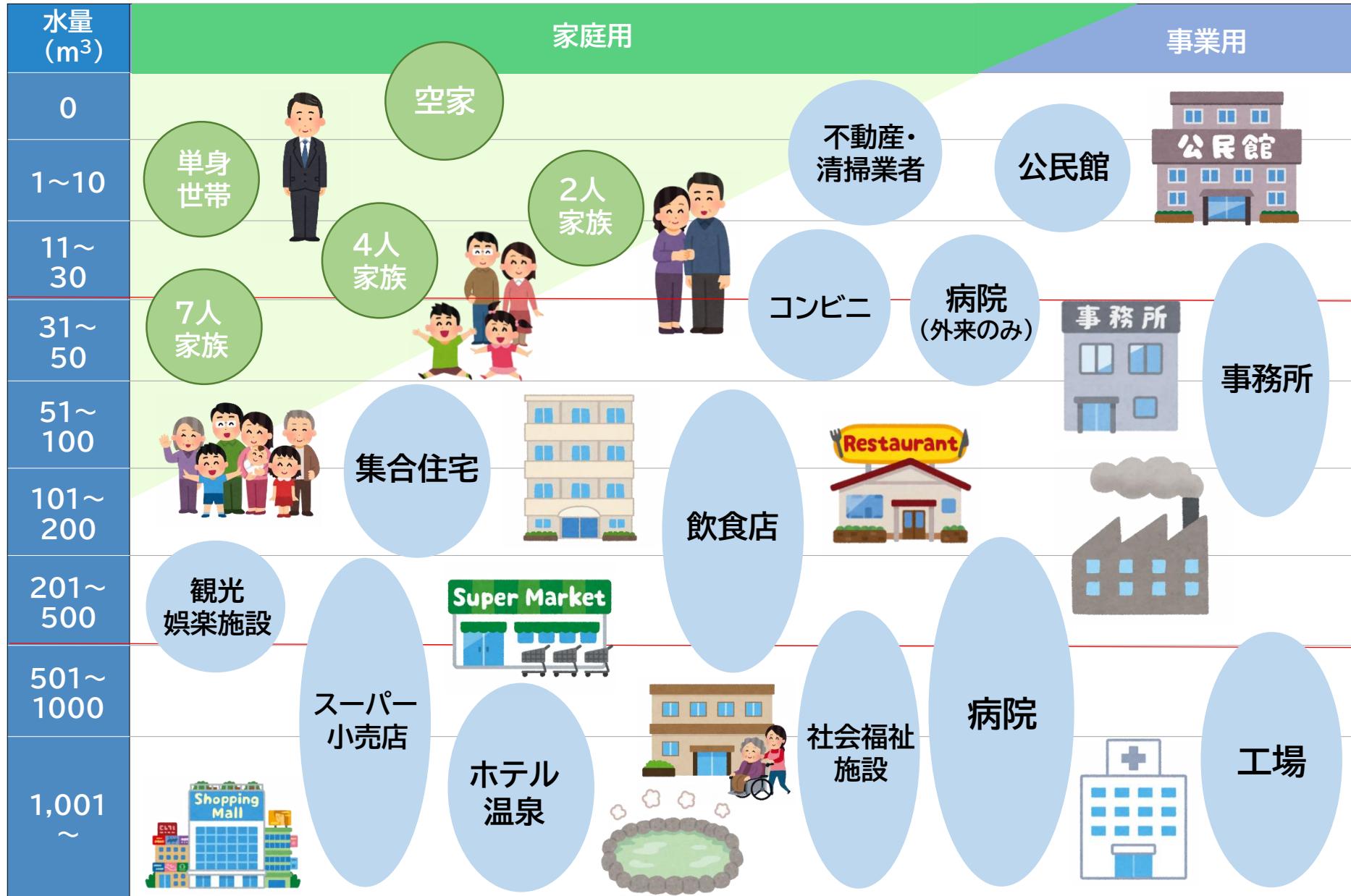
()総収益に占める基準外総入金 R5公共

1 前回のふりかえり

回 答

【ご要望】使用水量に応じた使用者がイメージできる資料の作成

使用水量別の分布(イメージ図)



1 前回 ふりかえり

回答

【ご要望】使用水量に応じた使用者がイメージできる資料の作成

水量区分別の使用件数・使用水量分布

30m³以下の件数(使用者)は85%以上を占めるが
使用水量では約50%



使用件数

3ヵ年(R4～R6)平均(単位:件)

区分	0～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～50m ³	51～100m ³	101m ³ ～	合計
使用件数	11,054	9,782	6,711	3,643	726	340	32,256
割合	34.2%	30.3%	20.8%	11.3%	2.3%	1.1%	100%

85.3%

使用水量

3ヵ年(R4～R6)平均1ヶ月単位(単位:m³)

区分	0～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～50m ³	51～100m ³	101m ³ ～	合計
使用水量	55,275	151,373	166,693	136,277	45,980	138,898	694,496
割合	8.0%	21.8%	24.0%	19.6%	6.6%	20.0%	100%

53.8%



2 使用料水準の検討

2-1 下水道の種類と使用料

使用料は公共下水道使用料で統一

本市の下水道使用料(条例に規定)

- ・公共下水道条例(特定環境保全含む)
- ・農業集落排水施設条例
- ・地域下水道条例



使用料については
公共下水道の使用料を準用

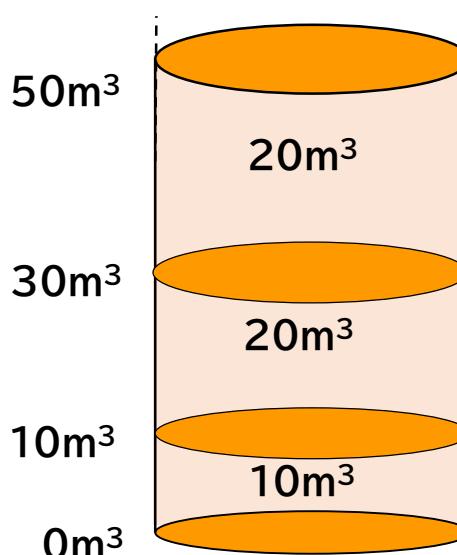
基本料金

使用量(m ³)	税抜(円)
~10	1,150

超過料金(従量使用料)
(1m³につき)

使用量(m ³)	税抜(円)
1~10	0
11~30	115
31~50	175
51~100	180
101~200	185
201~500	190
501~1000	195
1001~	200

参考 計算例 50m³使用の場合



$$175\text{円}/\text{m}^3 \times 20\text{m}^3 = 3,500\text{円}$$

※使用水量階層区分ごとに使用料単価が異なる

$$115\text{円}/\text{m}^3 \times 20\text{m}^3 = 2,300\text{円}$$

基本料金(~10m³まで) 1,150円

6,950円

消費税等相当額 695円

(10円未満切り捨て) 7,640円

2 使用料水準の検討

2-2 使用料水準の基本的な考え方

使用料水準を見直し、使用水量階層の使用料単価を見直す

	使用料水準			使用水量階層の使用料単価	
	パターン	基本的な考え方	使用料水準案 収入、経費回収率等 から算出	基本的な考え方	各階層への改定率 の適用
目標①	①	経費回収率100%達成を図る	14%	・現在30m ³ 以下は平均使用料単価より低く、使用水量が多いほど高い ・使用料単価は30m ³ 以下は県内でも安く、31m ³ 以上は県内でも高い ・大口排水者に更に負担をいたくことは適当か	○全体で負担 ・一律に適用
目標②	②	直ちに赤字解消を図る	20%	R6平均使用料単価 (全階層) 137.01円	○階層の格差緩和 ・1~30m ³ の階層のみ適用 ・1~30m ³ の階層を重点的に適用
	③	将来、増額する更新費に備える	36.8%		

〈現状〉

使用料収入の不足分
1.5億円
(158百万円)

現行での使用料収入
11億円

〈目指すべき水準〉

老朽化対策等の
投資額の一部を確保
【14%+ α 】

使用料対象経費
12.5億円
クリア
【14%】

目標②

目標①

使用量(m ³)	円/m ³ (税抜)
1~10	0
11~30	115
31~50	175
51~100	180
101~200	185
201~500	190
501~1000	195
1001~	200

2-3-1 14%の検討 目的・効果

経営健全化に向け経費回収率の100%達成、赤字額縮小

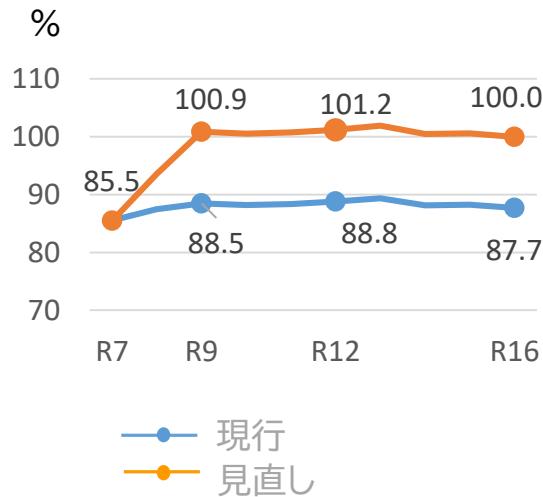
なぜ14%なの？

(R8.9から適用した場合)

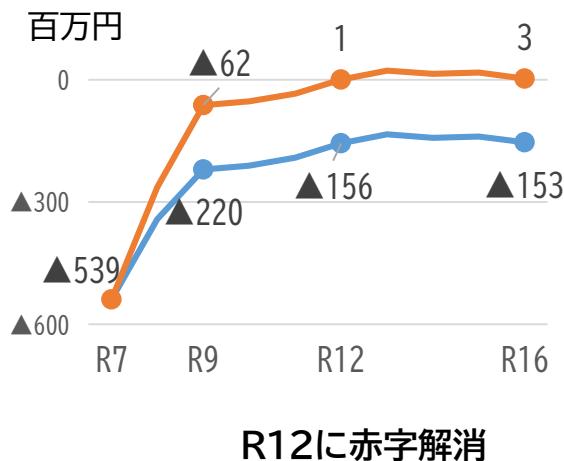
- 経費回収率100%達成【経営戦略での試算】
- 経営戦略計画期間(R7～R16)中のR12に赤字解消
- 金利上昇や物価高騰に対応

効 果

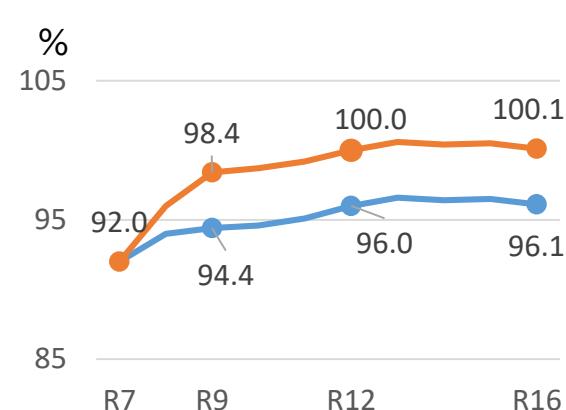
経費回収率



収益的収支



経常収支比率



2-3-2 14%の検討 使用水量階層の見直した単価と使用料

使用水量階層の単価

(税抜)

区分	現 行	一 律		
m³	単価（円）	単価（円）	改定額（円）	改定率
基本使用料 1-10	1,150	1,310	160	
11-30	115	131	16	
31-50	175	200	25	
51-100	180	206	26	
101-200	185	211	26	
201-500	190	217	27	
501-1000	195	223	28	
1001-	200	229	29	

14.0%

- 増収分 158百万円
【平均改定率14.0%】

単位:円(税込)

使用料

※赤文字:現行からの
増加額(増加率)

使用量 (m³)	モデル	現行	使用水量階層区分 一律適用
10	単身世帯	1,260	1,440 +180 (+14.3%)
20	2~3人世帯	2,530	2,880 +350 (+13.8%)
30	3~5人世帯・コンビニ	3,790	4,320 +530 (+14.0%)
50	5~7人世帯・事務所	7,640	8,720 +1,080 (+14.1%)
100	飲食店(カフェ・軽食)	17,540	20,050 +2,510 (+14.3%)
500	スーパー・工場	100,590	114,870 +14,280 (+14.2%)
1000	商業施設・工場・ ビジネスホテル・ 社会福祉施設(特養)	207,840	237,520 +29,680 (+14.3%)

2-3-3 14%の検討 使用水量階層の使用料単価の格差緩和

1-30m³のみ:最大20.9% 1-30m³重点:最大17.4%の改定率

	考え方	格 差	デメリット
A案	1-30m³の階層のみ改定し、31m³以降との格差の緩和を図る	(30m³以下175円-31m³以上115円) 現行60円→36円	1-30m³の階層の改定率が20%を超える
B案	30m³以下の階層の改定率を抑えつつ格差緩和を図る 31m³以上は30m³以下のおよそ1/2の改定率	現行60円→54円	A案よりも格差緩和の効果は小さい

(税抜)

区分	現 行	A 1-30m³のみ			B 1-30m³ 重点的			(再掲) 一律		
		m³	単価(円)	単価(円)	改定額(円)	改定率	単価(円)	改定額(円)	改定率	単価(円)
基本使用料 1-10	1,150	1,390	240	20.9%	1,350	200	17.4%	1,310	160	14.0%
格差 11-30	115	139	24		135	20		131	16	
31-50	175	175	0	0.0%	189	14	8.0%	200	25	
51-100	180	180			194	14		206	26	
101-200	185	185			200	15		211	26	
201-500	190	190			205	15		217	27	
501-1000	195	195			209	14	7.0%	223	28	
1001-	200	200			214	14		229	29	

● 増収分 159百万円
【平均改定率14.1%】

● 増収分 161百万円
【平均改定率14.3%】

2 使用料水準の検討

14%の検討

2-3-4 14%の検討 格差緩和 使用料

※赤文字:現行からの
増加額(増加率)
単位:円(税込)

利用者の8割に約20% (1-30m³のみ)、約17%(1-30m³重点)の影響

使用量(m³)	モデル	現行	使用量階層区分		
			A 1-30のみ	B 1-30重点	(再掲)一律
10	単身世帯	1,260	1,520 +260 (+20.6%)	1,480 +220 (+17.5%)	1,440 +180 (+14.3%)
20	2~3人世帯	2,530	3,050 +520 (+20.6%)	2,970 +440 (+17.4%)	2,880 +350 (+13.8%)
30	3~5人世帯・コンビニ	3,790 53.8%	4,580 +790 (+20.8%)	4,450 +660 (+17.4%)	4,320 +530 (+14.0%)
50	5~7人世帯・事務所	7,640	8,430 +790 (+10.3%)	8,610 +970 (+12.7%)	8,720 +1,080 (+14.1%)
100	飲食店(カフェ・軽食)	17,540	18,330 +790 (+4.5%)	19,280 +1,740 (+9.9%)	20,050 +2,510 (+14.3%)
500	スーパー・工場	100,590	101,380 +790 (+0.8%)	108,930 +8,340 (+8.3%)	114,870 +14,280 (+14.2%)
1000	商業施設・工場・ビジネスホテル・社会福祉施設(特養)	207,840	208,630 +790 (+0.4%)	223,880 +16,040 (+7.7%)	237,520 +29,680 (+14.3%)

2-4-1 20%の検討 目的・効果

赤字解消により経営の安定化を進める

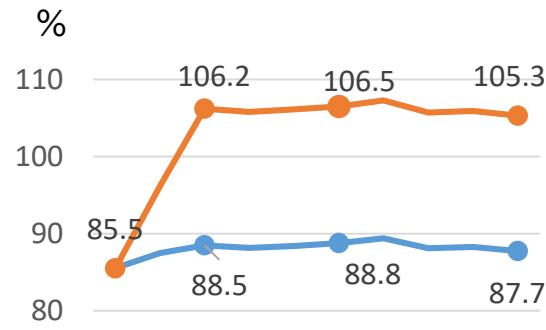
なぜ20.0%なの？

(R8.9から適用した場合)

- 直ちに赤字解消を図り、黒字化を図る
- 経費回収率100%達成
- 金利上昇や物価高騰に対応

効 果

経費回収率



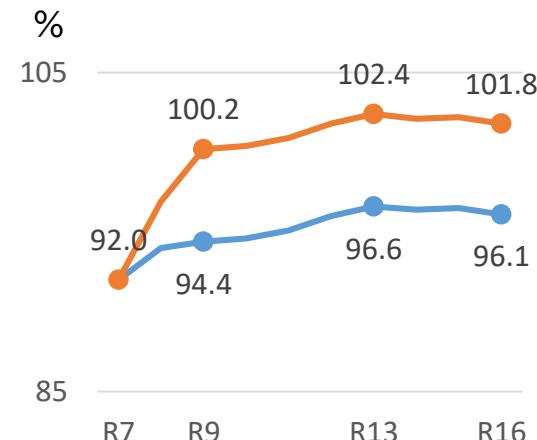
● 現行
● 見直し

収益的収支



R9に赤字解消(14%案はR12)

経常収支比率



2-4-2 20%の検討 各使用水量階層の単価・改定率

いずれの案でも1-30m³の改定率は20%超え

	格差	デメリット
A案	現行60円→26円	1-30m ³ の階層の改定率が約30%
B案	現行60円→53円	1-30m ³ の階層の改定率が20%を超える

(税抜)

区分	現 行	一 律			改定率 20.0%	A 1-30m ³ のみ			B 1-30m ³ 重点的		
		m ³	単価(円)	単価(円)	改定額(円)	単価(円)	改定額(円)	改定率	単価(円)	改定額(円)	改定率
基本使用料 1-10	1,150	1,380	1,150	1,380	230	1,490	340	29.6%	1,430	280	24.3%
格差 11-30	115	138	115	138	23	149	34		143	28	
31-50	175	210	175	210	35	175			196	21	
51-100	180	216	180	216	36	180			202	22	
101-200	185	222	185	222	37	185			207	22	
201-500	190	228	190	228	38	190			213	23	
501-1000	195	234	195	234	39	195			216	21	
1001-	200	240	200	240	40	200			222	22	11.0%

● 増収分 226百万円
【平均改定率20.0%】

● 増収分 225百万円
【平均改定率20.0%】

● 増収分 229百万円
【平均改定率20.3%】

2 使用料水準の検討

20%の検討

2-4-3 20%の検討 見直し後の使用料

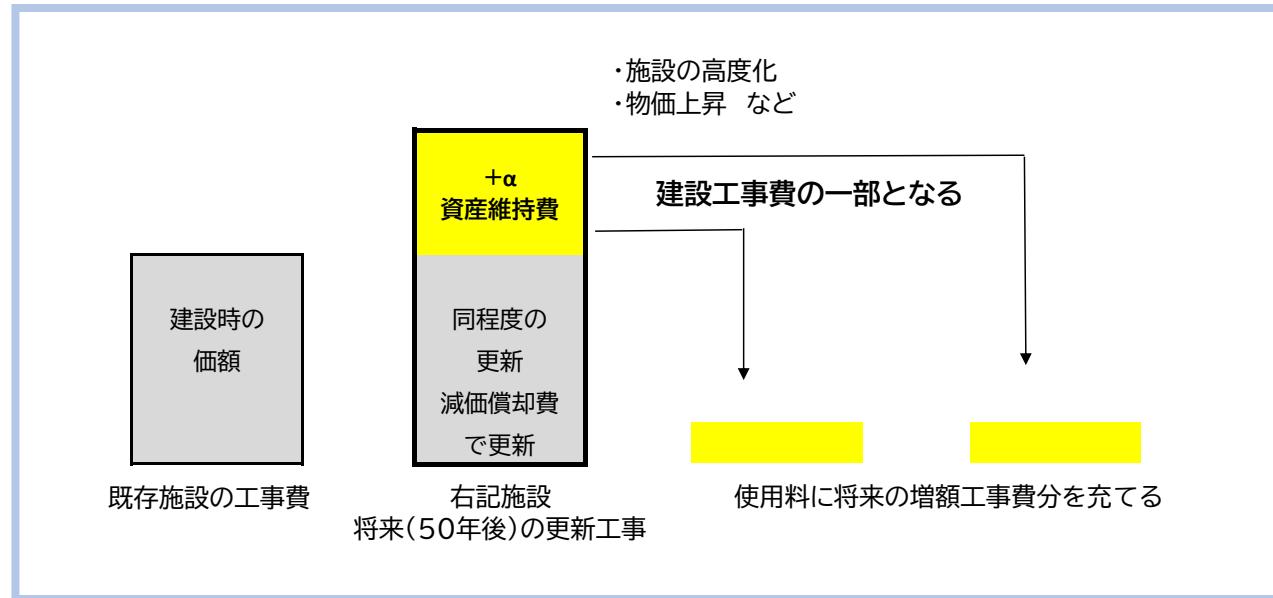
使用水量20m³ 月3,000円を超える、利用者の8割に20%を超える影響

※赤文字:現行からの
増加額
(増加率)
単位:円(税込)

使用量(m ³)	モデル	現行	使用量階層区分		
			一律	A 1-30のみ	B 1-30重点
10	単身世帯	1,260	1,510 +250 (+19.8%)	1,630 +370 (+29.4%)	1,570 +310 (+24.6%)
20	2~3人世帯	2,530	3,030 +500 (+19.8%)	3,270 +740 (+29.2%)	3,140 +610 (+24.1%)
30	3~5人世帯・コンビニ	3,790	4,550 +760 (+20.1%)	4,910 +1,120 (+29.6%)	4,710 +920 (+24.3%)
50	5~7人世帯・事務所	7,640	9,170 +1,530 (+20.0%)	8,760 +1,120 (+14.7%)	9,030 +1,390 (+18.2%)
100	飲食店(カフェ・軽食)	17,540	21,050 +3,510 (+20.0%)	18,660 +1,120 (+6.4%)	20,140 +2,600 (+14.8%)
500	スーパー・工場	100,590	120,710 +20,120 (+20.0%)	101,710 +1,120 (+1.1%)	113,200 +12,610 (+12.5%)
1000	商業施設・工場・ビジネスホテル・社会福祉施設(特養)	207,840	249,410 +41,570 (+20.0%)	208,960 +1,120 (+0.5%)	232,000 +24,160 (+11.6%)

2-5-1 36.8%の検討 将来の投資額(財源)の一部の確保について

建設工事費の一部として将来の更新工事費に必要な高機能化などの増加分を使用料に算定



※資産維持費
下水道については、
国からは基本的な考
え方も含め具体的な
計算方法は現在明示
されていない

●日本水道協会による考え方を参考に試算(資産維持率3%を標準)
対象資産(償却資産)650億円 × 3% = 資産維持費 19.5億円
使用料水準 188.7%(14%+174.7%)

●対象資産を重要幹線の下水管路に絞った場合

対象資産 84億円 × 3% = 資産維持費 2.5億円
(国費除く)
使用料水準 36.8%(14%+22.8%)

2-5-2 36.8%の検討 目的・効果

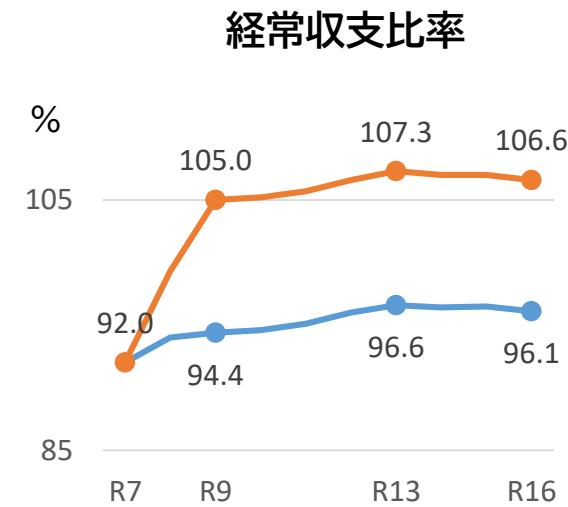
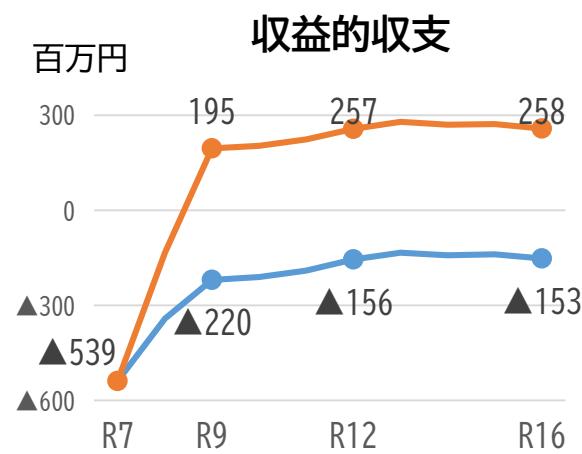
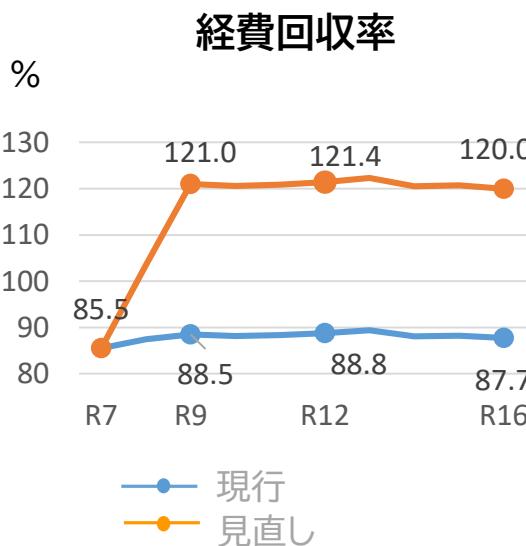
安心・安全のインフラ構築に向けた、将来への備え

なぜ36.8%なの？

(R8.9から適用した場合)

- 将来、増額する更新費に備える
- 重要幹線の管路更新の財源確保 重要幹線でも陥没事故等の影響が大きいものを対象 (約8.2Km)
- 経費回収率が水道事業並みに改善

効 果



2-5-3 36.8%の検討 各使用水量階層の単価・改定率

格差は縮小するが、1~30m³の改定率は44.3%、54.8%と高い

	格 差	デメリット
A案	現行60円→3円	1~30m ³ の階層の改定率が50%超える
B案	現行60円→48円	1~30m ³ の階層の改定率が40%を超える

単位:円(税抜)

区分	現 行	一 律			改定%	A 1~30m ³ のみ			B 1~30m ³ 重点的			
		m ³	単価円	単価円	改定額円	単価円	改定額円	改定%	単価円	改定額円	改定%	
格差	基本使用料 1~10	1,150	1,570	420	36.8%	1,780	630	54.8%	1,660	510	44.3%	
	11~30	115	157	42		178	63	0	166	51		
	31~50	175	241	66		175	0		214	39	22.3%	
	51~100	180	248	68		180			222	42		
	101~200	185	253	68		185			226	41		
	201~500	190	260	70		190			232	42		
	501~1000	195	267	72		195			236	41	21.0%	
	1001~	200	274	74		200			242	42		

● 増収分 415百万円
【平均改定率36.8%】

● 増収分 418百万円
【平均改定率37.1%】

● 増収分 418百万円
【平均改定率37.1%】

2 使用料水準の検討

36.8%の検討

2-5-4 36.8%の検討 見直し後の使用料

※赤文字:現行からの
増加額
(増加率)
単位:円(税込)

使用量(m³)	モデル	現行	一律	使用量階層区分	
				A 1-30のみ	B 1-30重点
10	単身世帯	1,260	1,720 +460 (+36.5%)	1,950 +690 (+54.8%)	1,820 +560 (+44.4%)
20	2~3人世帯	2,530	3,450 +920 (+36.4%)	3,910 +1,380 (+54.5%)	3,650 +1,120 (+44.3%)
30	3~5人世帯・コンビニ	3,790	5,180 +1,390 (+36.7%)	5,870 +2,080 (+54.9%)	5,470 +1,680 (+44.3%)
50	5~7人世帯・事務所	7,640	10,480 +2,840 (+37.2%)	9,720 +2,080 (+27.2%)	10,180 +2,540 (+33.2%)
100	飲食店(カフェ・軽食)	17,540	24,120 +6,580 (+37.5%)	19,620 +2,080 (+11.9%)	22,280 +4,740 (+27.0%)
500	スーパー・工場	100,590	137,750 +37,160 (+36.9%)	102,670 +2,080 (+2.1%)	123,700 +23,110 (+23.0%)
1000	商業施設・工場・ビジネスホテル・社会福祉施設(特養)	207,840	284,600 +76,760 (+36.9%)	209,920 +2,080 (+1.0%)	253,500 +45,660 (+22.0%)

2 使用料水準の検討

2-6 改定率3パターンの比較(まとめ)

パターン	改定率	効 果	デメリット
①	14% 〔 A:20.9% B:7.0~17.4% 〕	・経費回収率100%達成 ・R12に赤字解消	・R11まで赤字継続 ・一般家庭(20m ³ :1~30重点)で440円(17.4%)の増
②	20% 〔 A:29.6% B:11.0~24.3% 〕	・使用料改定後に赤字解消 ・経費回収率100%達成	・将来の投資額の確保が小さい 0.6億円／年程度 ・一般家庭(20m ³ :1~30重点)で610円(24.1%)の増、月3千円超
③	36.8% 〔 A:54.8% B:21.0~44.3% 〕	・将来の投資額の確保 2.5億円／年 ・収益的収支の早期改善 ・経費回収率100%達成	・一般家庭(20m ³ :1~30重点)で1,120円(44.3%)の増 負担感大

A:1~30m³のみ B:1~30m³重点

3 公衆浴場汚水、井戸水汚水の使用料の検討

3-1 使用料体系

一般汚水と処理とは別の使用料体系

- 普通公衆浴場は県知事が入浴料金の上限を指定
- 井戸の設置には費用がかかる ため

使用料 = 単価/ m^3 × 使用水量

用 途	単価/ m^3 税抜(円)
井戸水汚水	105
公衆浴場汚水	55
井戸水公衆浴場汚水	55

● 計算例(30 m^3 使用の場合)

井戸水汚水
105円×30 m^3 ×1.1(消費税)=3,460円(10円未満切捨)

公衆浴場汚水・井戸水公衆浴場汚水
55円×30 m^3 ×1.1(消費税)=1,810円(10円未満切捨)

参考 近隣市の状況

	能美市	加賀市	野々市市	白山市	金沢市
井戸水汚水	世帯人数×7 m^3 を一般汚水で計算	一般汚水に同じ	一般汚水に同じ	一般汚水に同じ	一般汚水に同じ
浴 場 汚 水	36円/ m^3	85円/ m^3	25円/ m^3	28円/ m^3	0~100 m^3 2,000円 101 m^3 ~ 25/ m^3 円加算

3 公衆浴場汚水、井戸水汚水の使用料の検討

3-2 使用料の見直し

(1) 井戸水汚水の課題

- ・一般汚水と処理は同様であるのに大口排水者の使用料が高くなっていく計算方法と異なる
- ・将来的には一般汚水の使用料に近づけていきたい

(2) 基本的な考え方

- ・井戸水汚水を一般汚水と同様の使用料体系にすると影響が大きい
- ・一般汚水と同じ改定率では差が縮小しない
- ・井戸水汚水は1~30m³と同様の改定率ではなく、増加額で見直す(改定率より大きくなる)
- ・公衆浴場汚水は、井戸水汚水の価格比で見直す

例 一般汚水14%(1~30m³重点)見直しとした場合

- ① 井戸水汚水の使用料を一般汚水の1~30m³と同様の増加額で見直す

区分	現 行	B 1~30m ³ 重点的		
		m ³	単価(円)	単価円
1~30	115		135	20

- ② 公衆浴場汚水と井戸水汚水の価格比
現行55円／現行105円=0.523
125円(A)×0.523=65円

公衆浴場汚水(井戸水公衆浴場汚水)
+10円(+18.1%)
65円

この例では20円増
井戸水汚水
現行105円+20円=125円
井戸水汚水
+20円(+19.0%)
125円